

令和5年度就学援助制度について

明和町教育委員会

明和町では、町内の小学校・中学校に通うお子さんがいる経済的にお困りのご家庭に、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

申請は毎年度必要です。令和4年度に引き続き援助を希望される場合も、改めて申請手続きをしてください。

◆援助を受けることができるのは

令和5年度に、町内の小学校・中学校に通うお子さんがいるご家庭で、生活保護世帯に準ずる程生活に困窮しており、特に必要と認められる保護者。
(生活扶助基準額の見直しに伴い、認定基準を変更する場合があります。)



<参考>明和町の所得基準目安

※下記の基準は世帯の人数や年齢などによって異なりますので目安にしてください。

世帯構成	所得額
2人世帯：父（35歳）、子（小1）	170万円以下
3人世帯：父（35歳）、母（35歳）、子（小1）	230万円以下
4人世帯：父（35歳）、母（35歳）、子（中1）、子（小4）	290万円以下

◆申請手続きについて

<申請書類> 令和5年度就学援助受給申請書兼委任状

<提出先> 明和町教育委員会（明和町役場2階）

<受付期間> 令和5年2月1日～令和5年4月28日（土日祝は除く）

※4月29日以降も随時受け付けますが、申請月分からの支給となります。

<受付時間> 午前8時30分～午後5時

（令和5年2月13日～15日は、午後7時30分まで受付します）

<注意点>

- 税の申告をされていない方は審査ができませんので、必ず申告を行ってください。
所得がない方（被扶養者を除く）も、所得がない旨の申告をしてください。
- 令和5年1月1日以降に明和町に転入された方は、転入前に住民登録をしていた市区町村にて所得証明書の交付を受けて添付してください。

★詳しくは裏面へ

◆援助費目について

<参考>令和4年度4月認定の援助額

単位：円／年

学 年	給食費	学用品費等	新入学学用品費	校外活動費	修学旅行費	オンライン学習通信費
小1	45,100	11,630	54,060	実費（上限1,600円まで）	—	(1世帯につき) 14,000
小2～小5		13,900	—		—	
小6			—		実 費	
中1	47,300	22,730	60,000	実費（上限2,310円まで）	—	
中2		25,000	—		—	
中3			—		実 費	

※新入学学用品費は、4月末までに申請された方に限ります。

入学前に支給を受けた1年生、5月以降に申請された1年生は支給対象になりません。

※修学旅行費や校外活動費の支給は、各活動が実施されるまでに申請が必要です。

◆審査について

- 保護者から提出された申請書については、認定基準に基づき審査を行います。審査の際に提出物が別途必要な場合は、個別にご連絡します。
- 新入学用品費(入学準備金)の支給について2月中に申請された方は、3月初旬に通知します。
- 令和5年度の審査結果は6月下旬に通知を発送します。6月以降に申請の場合は、随時通知します。



明和町マスコットキャラクター
めい姫
©MEIWA town office.

令和5年4月にお子さんが 小学校・中学校へ入学される方へ

入学前に、新入学用品費（入学準備金）の支給を受けることができます。明和町にお住まいで、令和5年4月に明和町立の小学校・中学校に入学するお子さんがいるご家庭の方が対象です。

令和5年2月28日(火)までにご提出いただき、認定された場合、3月中旬に支給します。

◆その他

就学援助の申請書を提出後、住所や氏名が変更になった場合、振込先口座を変更したい場合、生活保護の開始、世帯状況が変更になった場合は、速やかにご連絡ください。

◆お問い合わせ先

明和町教育委員会事務局 教育課 TEL 0596-52-7124